

広島市請負工事成績評定要領

S 5 0 . 4 . 1	一部改正
S 5 5 . 4 . 1	一部改正 (名称変更)
S 5 8 . 4 . 1	一部改正
H 4 . 4 . 1	一部改正
H 6 . 4 . 1	一部改正
H 1 0 . 6 . 1	一部改正
H 1 1 . 6 . 1	一部改正
H 1 5 . 9 . 1	改正
H 1 8 . 4 . 1	一部改正
H 1 8 . 6 . 1	一部改正
H 2 0 . 4 . 1	一部改正
H 2 1 . 1 1 . 1 2	一部改正
H 2 3 . 1 . 1	一部改正
H 2 4 . 4 . 1	一部改正
H 2 5 . 8 . 1	一部改正
R 7 . 4 . 1	一部改正

(目的)

第1条 この要領は、広島市の請負工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として工事完成時の請負金額が400万円を超える請負工事及び当該請負工事の入札時又は契約締結後に受け付けた技術提案（以下「評定対象工事」という。）について行うものとする。ただし、都市整備局長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

2 当該請負工事の入札時又は契約締結後に受け付けた技術提案に係る評定については、広島市請負工事VE提案等評定実施要領によるものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、当該請負工事の入札時又は契約締結後に受け付けた技術提案を除き、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める事項について評価を行うものとする。

- (1) 工事検査成績 工事の施工状況、目的物の品質等
- (2) 工事の技術的難易度 構造物条件、技術特性等工事内容の難しさ

(評定者)

第4条 前条の評定は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める者が行うものとする。

- (1) 前条第1号に定める事項に対する評定 工事の監督を行う者（以下「監督員」という。）、工事の発注を担当する課長又はこれに相当する職位にある者（以下「工事担当課長」という。）及び工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査員」という。）
- (2) 前条第2号に定める事項に対する評定 監督員

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと並びに前条第1号及び第2号に規定する者（以下「評定者」という。）ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定者は、評定の結果を記録するものとする。

(評定の時期等)

第6条 評定者のうち、監督員及び工事担当課長にあつては工事が完成した時、検査員にあつては検査が終了した時に、それぞれ評定を行うものとする。

2 工事の技術的難易度の評定は、工事が完成した時に行うものとする。

3 評定対象工事の評定は、当該提案を受けた時（当該提案に基づき工事を行ったものにあつては、工事が完成した時）に行うものとする。

(評定結果の通知)

第7条 市長は、評定を行ったときは、当該工事の受注者に対して、その評定結果を遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、評定の修正を行ったときは、受注者に対して、その結果を遅滞なく通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（期間の末日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日まで、1月2日、同月3日、8月6日、日曜日又は土曜日（以下「本市の休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い本市の休日でない日を末日とする。）以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 市長は、第7条の規定により通知をした評定結果を、別に定めるところにより公表するものとする。

(実施細目)

第10条 この要領の実施についての細目は別に定める。

附 則

この要領は、昭和50年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和55年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和58年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年 6月 1日から施行する。

2 この要領の施行前に行われた契約については、第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 1月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 8月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。